平成２３年（フ）第３１７８号
大阪市城東区鴫野東１丁目７番１号
債務者　河井美津江
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１８２号
大阪市旭区清水３丁目32番16号　ピースフルコート303号
債務者　三木　博信
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２２０号
大阪府守口市佐太中町１丁目14番17号
債務者　山口　一美
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２６８号
大阪府吹田市寿町２丁目15番21号
債務者　覚上　耕一
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２７２号
大阪府東大阪市鴻池元町11番７号　505号
債務者　橋爪　信子（旧姓小切）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２７３号
大阪府東大阪市下小阪５丁目16番15号　202号
債務者　山見　和子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２７７号
大阪府門真市常盤町３－３　コーポタカハシＡ－405号、住民票上の住所大阪府寝屋川市高宮新町５番１号
債務者　岸　　祐輔
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３号
栃木県小山市大字犬塚50番地512
債務者　諏訪　善美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３１５０号
大阪市西淀川区大和田３丁目３番１－402号
債務者　高城　深雪
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４８号
愛知県犬山市上野新町540番地
破産者　髙木　克郎
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２８６号
茨城県ひたちなか市市毛404番地90
破産者　株式会社サン工業
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６９９０号
千葉県香取市府馬4459番地の１
破産者　有限会社越川工務店
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５９４号
東京都新宿区新宿６丁目７番１号
破産者　株式会社廣健社
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６９４号
東京都中央区日本橋茅場町２丁目17番５号　リバーサイドビル403号
破産者　株式会社夢屋
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２７号
名古屋市西区円明町226番地
破産者　有限会社建創舎
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０６３号
神戸市北区藤原台中町８丁目４番11号
破産者　北神戸トーヨー住器株式会社
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２０号
岡山市北区辰巳28番地112、開始決定時の住所岡山市北区芳賀5115番地54
破産者　松尾　俱良
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９７号
徳島県板野郡北島町高房字東川田15番地５
破産者　株式会社天野組
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部